

令和 8 年 7 月からの成田航空貨物出張所の通関事務処理体制等について

東京税関成田航空貨物出張所において、通関事務処理体制等の変更等を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1. 担当部門の変更等（変更箇所：下線部）

(1) 成田空港合同庁舎

令和 8 年 7 月から（新）		令和 8 年 6 月まで	
部門名	担 当	部門名	担 当
検査第 2 部門	検査事務（※）	—	—

※検査第 2 部門を南部事務所から成田空港合同庁舎に配置換えし、成田航空貨物出張所（南部事務所含む）の検査事務は、検査第 1 部門及び第 2 部門において、共担することになります。

(2) 南部事務所

令和 8 年 7 月から（新）		令和 8 年 6 月まで	
部門名	担 当	部門名	担 当
【合庁に配置換】	—	検査第 2 部門	南部事務所における検査事務及び保税事務
総括部門	南部事務所における管理事務、 通関総括事務及び保税事務	総括部門	南部事務所における管理事務 及び通関総括事務
通関第 1 3 部門	<u>輸出入貨物 00類、01～97類、 9813、9901～9963、9983</u> (定16を除く一般貨物に係る減免税)	通関第 1 3 部門	輸入貨物 00類、01～97類、 9813、9901～9963、9983 (定16を除く一般貨物に係る減免税)
通関第 1 4 部門	<u>輸出入貨物 01～97類、 9814、9901～9963、9984</u> (<u>生きた動植物及び生鮮、SP、個人・ 自社通関（NACCS申告はキオスク端末 によるものに限る）、定16）、別送 品、380・381、マニ、DOX、戻し税</u>)	通関第 1 4 部門	輸出貨物 01～97類（一般）
【廃止】	—	通関第 1 5 部門	戻し税
【廃止】	—	通関第 1 6 部門	輸出入貨物 01～97類、9816、 9901～9963、9986 (<u>生きた動植物及び生鮮、SP、個人・ 自社通関（NACCS申告はキオスク端末に よるものに限る）、定16）、別送品、 380・381、マニ、DOX</u>)

※担当部門の併い、令和8年7月からのNACCS部門コードは次のとおりとなります。

部門名	部門コード	担当
通関第13部門	13	輸出入貨物 00 類、01～97 類、9813、9901～9963、9983（一般、定16を除く減免税）
通関第14部門	14	輸出入貨物 01～97 類、9814、9901～9963、9984（生きた動植物及び生鮮、SP、個人・自社通関（NACCS申告はキオスク端末によるものに限る）、定16）、別送品、380・381、マニ、DOX、戻し税

2. レイアウト変更

(1) 成田空港合同庁舎

令和8年7月から(新)	令和8年6月まで
5階東レイアウト	5階東レイアウト

(2) 南部事務所

令和8年6月まで					
検査 2 部門	通関 1 4 部門	通関 1 3 部門	通関 1 6 部門	通関 1 5 部門	総括 部門
令和8年7月から(新)					
	通関 1 3 部門		通関 1 4 部門		総括 部門

3. 申告書のあて先、提出先部門についての留意点

(1) 6月30日までに申告された区分1申告書の7月1日以降の提出先について

体制変更後の担当に応じた新部門に提出してください。

(2) 6月30日までに申告事項登録（IDA、EDA等）を行い7月1日以降に申告する申告書のあて先、提出先について

体制変更後の担当に応じた新部門となりますので、IDA等であて先部門を変更のうえ提出してください。6月30日までに申告（IDC、EDC等で予備申告を含む）した区分2以上の申告は、6月30日中にあて先部門へ提出（電子申告においてはMSX）願います。

(3) 6月30日までに予備申告され、7月1日以降に本申告されるもの

①現行通関第14部門～現行通関第16部門あてのもの

6月30日までに現行通関第14部門～現行通関第16部門あてに予備申告され、7月1日以降に本申告を行う場合は、現行通関第14部門は新通関第13部門に、現行通関第15部門及び現行通関第16部門は新通関第14部門にあて先部門を変更したうえで行ってください。

②現行通関第13部門あてのもの

あて先部門の変更は不要ですので、体制変更後の新通関第13部門に提出（電子申告においてはMSX）願います。体制変更後の新通関第13部門が担当します。

(4) 審査中（保留）の申告について

6月30日の業務終了時点で審査中（保留）となっている申告については、体制変更後の担当に応じた新部門が担当します。

(5) IBP申告書の提出について

6月30日までに行われたBPに係るIBP申告書の提出は、体制変更後の担当に応じた新部門に提出して下さい。

なお、6月30日までに行われたBPに係るIBP申告を7月1日以降に行う場合は、システムによりBP申請時の提出部門（旧部門）が表示されますので、体制変更後の担当に応じた新部門を強制入力して頂く必要がありますので留意願います。

(6) 修正申告及び更正請求について

6月30日までに輸入許可された申告に対する7月1日以降に行う修正申告（事後調修正を含む）及び更正請求は、体制変更後の担当に応じた新部門に提出して下さい。

（問合せ先）
成田航空貨物出張所（南部事務所）
総括部門：0476-33-0561